

ごあいさつ



つきまつ
月末の土曜日にお集まり頂きましてありがとうございます。

皆様には日頃から、友渕連合振興町会にご協力ご支援を頂いておりますことにあらためてお礼を申し上げます。

さて本年度も定期総会を開催する運びとなりました。昨年は東日本大震災を受け、地域の助け合い・支えあい・分かち合い、そして絆の大切さを再認識し、地域で出来ることは地域で、を合言葉に地域力そしてコミュニティづくりに努めて参りました。主なものは平成23年7月に高齢者生活実態調査報告会と大規模災害を想定した避難訓練、11月には23年ぶりの連合町会運動会、数々の取り組みの一年でありました。今回はさらに充実したコミュニティを目指して行くことを誓い合う、大変重要な総会であります。

皆様もご承知のとおり本年4月よりセントプレイス大阪・南官舎の西都島連合地域から友渕連合地域へ編入され、私たちの一員になりましたことを改めて報告いたします。

さて、私たちの大阪市は昨年の市長選挙で、市長が変わり、新市長のもと行政改革を全面的に打ち出され、皆様もご存じのように従来の予算・手法をゼロベースから見直しをされています。しかし、市民・区民には迷惑をかけないと選挙公約をされていたと思いますが、少なくとも振興町会にも予算面やコミュニティにまで影響が出ようとしています。例えば、町の拠点である福祉会館・老人憩いの家補助金の半減や高齢者福祉サービスの原点である食事サービスの存続等の問題が突然出てきました。さて、私たちは昨年から5年間をめぐりに実施推進している“地域力を復興し、みんなで支えあう町づくり”を具現化するため、高齢者の見守りや子育て支援、防災・防犯・防火など地域活動団体と連携し、地域の課題についてみんなで考え、話し合い、そして解決する仕組みを構築しつつありますが、本年度からは大阪市の一方的な交付金の全面カットや今まで取り組んできた地域福祉・地域行政等々の事を行政との連携・協働をゼロベースに戻さなければ、今までのような地域活動は難しいと思われれます。

私たち友渕連合振興町会に集う住民は、今一度このことを考え、友渕地域の住民の一人として何をなすべきか、また何かできることは無いかを真剣に考え、

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、今その団結力が問われています。みんなで工夫しアイデアを出し合い、よりよい地域を目指し、活動を展開しようではありませんか！

社会も、また自然現象も変わってきました。地震、大雨などの災害。子どもの交通災難、その他非行・犯罪に毎日のマスコミ報道に後が立ちません。わたくしたちは、今そこにある危険を地域の結束で一丸となって、“起こってからは遅い”を自覚し、友渕に住んでよかった！と言える町にしましょう。

そのためにも、大変な忙しさとは思いますが、地域活動の労力も分かち合いたいと考えます。

皆様のさらなるご理解ご協力をお願い申し上げ、総会のご挨拶とします。

本年度のスローガン

安全で安心して暮らせる町づくりに欠かせない振興町会の存在を！できる時にできるだけ活動に参画しましょう！！
災害時・いざというとき・困ったとき何かの助けになります～

以上

— 目 次 —

1 頁	目次
2 頁	会長あいさつ
3 頁	第1号議案 平成23年度事業報告
4 頁	第2号議案 平成23年度会計報告並びに会計監査告
5 頁	第3号議案 平成24・25年度役員について
6 頁	第4号議案 平成24年度事業方針について
7 頁	第5号議案 平成24年度事業計画について
8 頁	第6号議案 平成24年度予算について
9 頁	第7号議案 規約改定について
10 頁	第8号議案 役員選挙規定改定について

月日	時間帯	項目	活動内容	役員・ボランティア 従事人数	参加人数
4月3日	10時～16時	関係機関等との協働に関する活動	関東地方震災街頭義援金	78名	
5月11日	7時45分～8時30分	安全・安心なまちづくりに関する活動	春の交通安全運動街頭啓発	7名	
5月21日	8時～18時	地域コミュニティづくりに関する活動	友渚交流事業 田植え	5名	22名
5月28日	13時～16時	関係機関等との協働に関する活動	各団体・連合定期総会	25名	80名
6月17日	19時～20時30分	安全・安心なまちづくりに関する活動	友渚地域安全・危機管理対策委員会	57名	66名
6月24日	20時～21時30分	安全・安心なまちづくりに関する活動	第1回福祉ネット・ワークショップ	40名	
7月2日	13時～14時30分	安全・安心なまちづくりに関する活動	65歳以上者生活実態調査報告会	50名	150名
7月3日	8時45分～10時	環境美化に関する活動	地域大清掃	60名	400名
7月3日	10時～12時	安全・安心なまちづくりに関する活動	夏季避難訓練	50名	700名
7月13日	20時～21時30分	地域コミュニティづくりに関する活動	地域活性化特別委員会	10名	10名
7月27日	21時～22時30分	安全・安心なまちづくりに関する活動	合同夜間パトロール	40名	100名
8月7日・21日	10時～16時	地域コミュニティづくりに関する活動	中学校プール開放	10名	50名
9月9日	19時～21時	地域コミュニティづくりに関する活動	バザー用品搬入受取り	12名	50名
9月10日	10時～15時	地域コミュニティづくりに関する活動	バザー用品値付け・仕分け	22名	
9月11日	9時～13時	地域コミュニティづくりに関する活動	バザー用品販売	40名	300名
9月18日	8時～18時	地域コミュニティづくりに関する活動	友渚交流事業 稲刈り	5名	40名
9月24日	9時～19時	地域コミュニティづくりに関する活動	区民祭り	60名	
10月1日	10時～16時	関係機関等との協働に関する活動	赤い羽根街頭共同募金	57名	
10月16日	10時～16時	地域コミュニティづくりに関する活動	敬老大会	40名	330名
11月3日	9時～16時	関係機関等との協働に関する活動	都島ウオーク	9名	50名
11月13日	8時～16時	地域コミュニティづくりに関する活動	町会対抗運動会	90名	700名
12月4日	8時45分～10時00分	環境美化に関する活動	地域大清掃	60名	1000名
12月29日	18時～19時	安全・安心なまちづくりに関する活動	子ども歳末夜警	10名	100名
12月28・29日	20時～12時	安全・安心なまちづくりに関する活動	歳末夜警	200名	

月日	時間帯	項目	活動内容	役員・ボランティア 従事人数	参加人数
1月7日	17時30分～20時	地域コミュニティづくりに関する活動	友渚地域新年互礼会	23名	100名
1月21日	8時～14時	地域コミュニティづくりに関する活動	新春ふれあいの集い	40名	60名
2月12日	9時～14時	地域コミュニティづくりに関する活動	地域スポーツ大会、キンボール	15名	80名
通年		環境美化に関する活動	町会における清掃活動		
通年		安全・安心なまちづくりに関する活動	町会による防犯灯の維持管理		
毎週2回	2時～3時	子ども安全パトロール	下校時間帯防犯活動	30名	
3ヶ月1回	10時～20時	青色防犯パトロール	防犯活動	40名	
毎月2回	12時～13時	地域コミュニティづくりに関する活動	ふれあいの集い	12名	40名
毎月1回	19時～20時	行政連絡事項の周知	掲示・班回覧・他仕分け	15名	
毎月1回	20時～21時30分	関係機関等との協働に関する活動	友渚子ども会	15名	
毎月2回	20時～21時00分	関係機関等との協働に関する活動	青少年指導委員会	17名	
毎月2回	22時～23時	安全・安心なまちづくりに関する活動	夜間防犯パトロール	52名	
毎月1回	20時～21時30分	行政連絡事項の周知	友渚連合振興町会役員会	26名	
毎月1回	20時～21時30分	行政連絡事項の周知	友渚連合振興町会執行部会	9名	
3ヶ月1回	20時～21時30分	地域コミュニティづくりに関する活動	友渚連合振興町会女性部会	21名	

第 4 号 議案

平成 24 年度活動方針について

1. 本年度活動の基本的考え方

大阪市は戦後復興のため、まもなく各級赤十字奉仕団を設立し、一定の体系化が、図られた後、別途各級振興会を新設しました。設立当初から行政と地域が連携したものとするため、当然に全世帯が振興町会に加入する組織形態でありました。

このことは 30 年以上も経った今も変わっていません。しかし、平成 23 年度は大阪市都島区の振興町会加入率は単純平均で 55%。当友渕連合振興町会は 50%で区の平均を若干下回り、両者とも当初の政策から大きなかい離を呈しています。

本年度は、二年前に設置しました「友渕地域活性化推進特別委員会」により、地域コミュニティ組織のあるべき姿づくりと地域の活性化推進に向けた取り組みを強化し、住民同士が助け合える風土に寄与すべく活動を展開してまいります。

2. 通常行政からの伝達は全面廃止とし、連合振興町会行事の区別と選択を計る。

行政からの伝達（班回覧・掲示等）また、各種行事の他上部団体等から要請のあるものも含め原則廃止とします。連合が主体となって推進するものは別です。

3. 基幹事業（トライアングル事業）の充実強化

- (1) 友渕地域安全・危機管理対策委員会
- (2) 友渕地域福祉対策推進委員会
- (3) 友渕地域活性化推進特別委員会

4. 友渕子どもクラブの発足

本年度はセントプレイス・南官舎の編入に伴い友渕連合振興町会「友渕子どもクラブ」の発足をします。この友渕子どもクラブは連合振興町会の下部組織として、第1段階として、既存の単位子ども会代表者と子ども会未組織単位町会代表者及び連合代表役員を加える組織とし、第2段階では、地域で多く子ども達が町会未組織、連合未加入町会であることから、ジュニアメイトとして友渕子どもクラブの一員としての位置づけと、組織化に取り組みます。これらは今後友渕地域活性化推進特別委員会で検討を進めてまいります。

5. 組織の充実と強化について

振興町会という組織力を活かした取り組みを推進するためには、体系的なルールづくりが重要です。その手足となる連合振興町会役員を増員しました。そして、友渕地域の活動強化に努めます。

開催月	曜	事業内容	開催場所
4月 9日	月	春の交通安全運動 街頭激励	保育園交差点
4月15日	日	新任町会長研修会	友渚福祉会館
4月22日	日	区スポーツ大会 卓球・ゲートボール大会	都島中央公園他
4月28日	土	4月 連合町会役員会	友渚福祉会館
5月 1日	火	日赤社資募集 (5月～6月まで)	
5月 6日	日	区スポーツ大会 一般男女ソフトボール	都島中央公園他
5月20日	日	友渚村交流事業 ※農業体験 (田植え・芋の苗植え)	三和町友渚
5月23日	日	新任防災リーダー研修会 ※6月6日(日) 防災リーダー研修会	都島区民センター
5月26日	土	友渚連合振興町会定期総会 午後 時	友渚福祉会館
5月26日	土	5月 連合町会役員会	友渚福祉会館
5月26日	土	社会福祉協議会・福祉会館・ネットワーク委員会総会	友渚福祉会館
6月17日	日	区スポーツ大会 ソフトバレー	スポーツセンター
6月30日	土	6月 連合町会役員会	友渚福祉会館
7月 1日	日	地域清掃活動	友渚中学校
7月 8日	日	区スポーツ大会 バレーボール	スポーツセンター
26日	木	合同夜間パトロール	友渚中学校
28日	土	7月 連合町会役員会	友渚福祉会館
8月 日	日	地域プール開放	友渚中学校
19.20日	土日	セントプレイス/南官舎歓迎「サマーキャンプ」	キャンプ場
25日	土	8月 連合町会役員会	友渚福祉会館
9月 2日		区スポーツ大会 中学生ソフト・キック	友渚小学校
9月 日		秋の交通安全運動 街頭激励	保育園前交差点
7日	金	バザー用品 締切り (搬入)	ベル管理センター
8日	土	バザー用品 値札付け	ベル管理センター
9日	日	バザー用品 前売り	ベル管理センター
16日	日	友渚村交流事業 農業体験 (稲刈り)	三和町友渚
		秋の交通安全運動 (期間: 9月21日～31日)	
29日	土	9月連合町会役員会	友渚福祉会館
22日	土	第36回都島区民祭り 予備23日(日)	毛馬桜ノ宮公園周辺
10月 1日	土	赤い羽根街頭共同募金運動 (期間: 10月～12月)	ベルファ前
14日	日	敬老大会 ※70歳以上対象	友渚中学校
		区交通安全大会	区民ホール
27日	土	10月 連合町会役員会	友渚福祉会館
来年開催 中止		地域振興会・赤十字奉仕団大会 18時開会	太閤園・ダイヤモンドホール
		区地域振興会役員研修会	ATC南港方面
11月 3日	祝	都島ウォーク	毛馬桜ノ宮公園周辺
11月11日	日	友渚地域避難訓練	友渚小学校
24日	土	11月 連合町会役員会	友渚福祉会館
12月 2日	日	地域清掃活動	友渚中学校
28.29日	金土	連合歳末夜警/29日は12月連合町会役員会同時開催	友渚福祉会館
1月 9日	祝	成人の日のつどい	
1月19日	土	地域新年互礼会6時開会: 1月連合会議(5時30分～6時)	東天紅 OMM店
1月19日	土	新春ふれあいの集い	友渚福祉会館
1月26日	土	1月 連合町会役員会	友渚福祉会館
2月10日	日	キンボール大会	友渚小学校
2月23日	土	2月 連合町会役員会	友渚福祉会館
3月30日	土	3月 連合町会役員会	友渚福祉会館

収入科目		科目別明細						計
収入の部	前期繰越金	単価等	個数				2,281,036	
	町会分担金	町会費	800	3,400				2,720,000
		慶弔費	12,000	19				228,000
		会館修繕積立金	100	3,400				340,000
		小計	12,900	6,819				3,288,000
	補助金	都島区地域振興補助金	補助金	400,000				400,000
		府共同募金会功労金他	5,000					5,000
	小計						405,000	
	活動収入	区民祭り収益金						200,000
		区共済保険委託料・手数料						10,000
	小計						210,000	
	その他収入	コピー使用料	ネットワーク委員会、民生他					35,000
預金利息							1,000	
各専門部前年度繰越金		各専門部前年度繰越金返納					0	
小計							36,000	
収入合計							6,220,036	

科目		科目別明細						計
支出の部	運営費	会議費	お茶代（共有使用含む）赤い羽根街頭募金					120,000
		印刷費	リース料19,425×12カ月、コピー・用紙代					450,000
		交通費						80,000
		通信費	はがき、切手代、携帯電話補助					94,000
		備品費						200,000
		消耗品費						30,000
		慶弔費（1）	小・中・保祝い金					204,000
		慶弔費（2）						126,000
	ホームページ運営費						60,000	
	小計						1,364,000	
	活動費	防犯・防火関係費	パトライト補充、他					35,000
		災害救助関係費	運営費他					50,000
		緑化関係費	鉢、花等					10,000
		子ども見守り隊関係費	広報活動費、他					20,000
		子ども会						60,000
		女性部						102,000
		青少年指導委員会						0
		連合スポーツ大会費	キンボール					50,000
		地域大清掃運営費	中学校PTA豚汁材料費負担分					20,000
友渚村交流事業費		①田植体験40名②稲刈り40名③サマーキャンプ					425,000	
新年互礼会補助金		役員3,000円補助他/別途会費を徴収					90,000	
町会運動会							0	
地域活性化推進特別委員会	広報チラシ配布					150,000		
安全・危機管理対策委員会	避難訓練、他					150,000		
福祉対策推進委員会						50,000		
小計						1,212,000		
区事業協力費	都島区振興会分担金	年度会費	0	役員会費	60,000		60,000	
	区民祭り分担金・参加費	協賛金	50,000	お茶席券	10,000	飲物券	15,000	
	地域振興大会分担金、参加費	分担金	0	参加者補助		0	0	
	区体育大会参加費他	区体育厚生	65,000	指導委員	48,000	弁当代	40,000	
	区役員研修参加費・諸会費	区振興会役員研修参加補助					0	
	警察官友の会/防犯協会	年会費	20,000	総会会費	5,000		25,000	
	区社会福祉協議会	賛助会費	3,000				3,000	
小計						316,000		
代理事業費	日赤社資・共同募金協力金	募金分のみ					0	
小計						0		
助成費	老人クラブ						110,000	
	友渚地域社会福祉協議会	敬老大会他					500,000	
小計						610,000		
その他	雑費	追加：行事用ウインドブレーカー・帽子 50,000					50,000	
	会館修繕積立金	単価	100	戸数	3,400	会館特別会計へ	340,000	
	災害等緊急対策費						300,000	
	周年記念行事費	周年記念行事		特別会計へ			200,000	
	予備費						503,000	
小計						1,393,000		
繰越金							1,325,036	
支出合計							6,220,036	

【特別会計】

(単位：円)

項 目		前年実績	予 算 額	備 考
収 入	前年度繰越金	3,400,704	2,801,836	
	積立金		200,000	運動会
	預金利息	1,132	1,100	
	計	3,401,836	3,002,936	
支 出	周年記念行事	600,000		
	計	600,000		
次 期 繰 越 金		2,801,836	3,002,936	

友渕連合振興町会規約

(名称)

第 1 条

本会は、大阪市地域振興会及び都島区地域振興会の呼称の例により「友渕連合振興町会」と称する。

(主たる事務所の住所)

第 2 条

友渕連合振興町会は大阪市都島区友渕町1丁目3番110号友渕福祉会館を主たる事務所とする。

(組織)

第 3 条

本会は、大阪市都島区友渕小学校区内に居住する住民をもって組織する。

(理念及び目的)

第 4 条

本会は、地域総合福祉のため住民相互が不断の努力によって連帯感を強め、助け合い・ささえ合い・わかち合えるコミュニティの形成を基本理念とし、大阪市・都島区との連携を通じて地域行政としての一端を担うとともに安全で安心して暮らせる町づくりのためその振興、及び日本赤十字社の事業に協力することを目的とする。

(基幹事業)

第 5 条

社会環境の変化や将来の動向に対応するため、次の3事業3委員会を本会の基幹事業とする。

- 1 友渕地域活性化推進特別委員会（特別委員会）
- 2 友渕地域安全・危機管理対策委員会
- 3 友渕地域福祉推進対策委員会（友渕地域社会福祉協議会の具体的活動機関）

(事業策定)

第 6 条

基幹事業にあつては前条第3項を除き当該委員会において年次計画または継続年次計画を定めその他の定例恒例事業についてはそれぞれ事業の目的を明確にし、年度計画案を作成の上、定期総会に審議事項として提起決定するものとする。

(特別委員会の設置)

第 7 条

任意的性格を有する振興町会の性格に鑑み組織の体系化を目的として任期期間毎に次の特別委員会を設置するものとする。

- 1 選挙管理委員会を設置するものとし、関係事項は役員選挙規定に委任する。
 - ① 改選新年度4月に新選挙管理委員会を編成する
 - ② 選挙管理委員会は新役員の選任および辞任に伴う選出の他、広義の意味において役員の就退任に関わる一切をその任務とする
- 2 友渕地域活性化推進特別委員会を設置するものとし、関係事項は友渕地域活性化特別委員会規程に委任する。

(常設委員会の設置)

第 8 条

友渕地域を網羅する全地域的活動主体が設置されるまでの間友渕連合振興町会が中心となつて、友渕地域安全・危機管理対策委員会を設置することとし、関係事項は友渕地域安全・危機管理対策委員会規定に委任する。

(役員)

第 9 条

本会は、次に定める役員を置きその選出については別に定める役員選挙規定に基づき、定期総会において報告するものとする。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 4名 |
| 3 | 女性部長 | 1名 |
| 4 | 専門部長 | 7名 |
| 5 | 専門副部長 | 若干名 |
| 6 | 単位振興町会長 | 19名 |
| 7 | 会計 | 1名 |
| 8 | 会計監事 | 2名 |
| 9 | 顧問 | 1名 |

(役員職務)

第 10 条

前条の役員は、別に定める役員職務規程に基づき任務を遂行するものとする。

(専門部)

第 11 条

別に定める専門部設置要綱に基づき専門部を設置し各専門部に統括部長を配置する

(専門部員制)

第 12 条

前条に定めるほか総務部長の任命により総務部員を、広報統括部長の任命により広報部員を若干名置くことができる。必要により他の専門部も同様とする。

(任期)

第 13 条

前 8 条の役員の任期は大阪市地域振興会の綱領に基づき 2 年とする。

但し、別に定める役員選挙規定に基づき組織体制の維持が困難もしくは余人をもって代えがたい等、特段の事情がある場合はこの限りではない。

(会議)

第 14 条

会議は友渕連合振興町会定期総会及び定例役員会とする。

- 1 定期総会は年 1 回の開催とし 5 月を例会とする
- 2 必要により臨時に総会を開催することができる
- 3 前 6 条で構成する役員会は必要に応じて会長が招集することとし、原則月度開催とする

(総会の議決事項)

第 15 条

総会においては概ね次の事項を議決することとし、議決要件は規約・規定の改廃等重要事項を除き普通の決議で足りることとする。

- 1 前年度の事業報告
- 2 前年度の会計報告並びに会計監査報告
- 3 改選時新役員の選出
- 4 新年度活動方針及び事業計画
- 5 予算
- 6 規約・規定等に関する事
- 7 その他必要と認められる事項

(役員会の議決事項)

第 16 条

- 1 総会に関わる事項
- 2 定例役員会に関わる事項
- 3 その他必要と認められる事項

(規定・規則等の制定)

第 17 条

本規約の求めるところにより次の規定又は規則および必要により規程・要綱を制定する。但し本規約に反する条項は無効とする。

- 1 役員選挙規定並びに役員選考規定
- 2 総会運営規則
- 3 会計規則（慶弔費等含む）
- 4 会費規則
- 5 友渚地域活性化推進特別委員会規定
- 6 友渚地域安全・危機管理対策委員会規定
- 7 役員職務規程
- 8 専門部設置要綱

(年度及び会計年度)

第 18 条

本会は、4月1日から翌年3月31日を一年度ならびに一会計年度とし、新年度予算執行については定期総会までの間特段の事情のない限り暫定的に執行できるものとする。

(財産目録の備置)

第 19 条

毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し事務所に備え置くよう努めるものとする。

(規約等の改廃)

第 20 条

本規約の改廃に該当する場合は友渚地域活性化推進特別委員会への諮問を経て、定例役員会において仮議決後定期総会にて正式に決定する。

但し、定例役員会において当該改廃事項に友渕地域活性化推進委員会への諮問の必要がないと判断される軽微な部分については諮問を省略することができる。

- 1 規約の改廃は総会定足数の3分の2以上が出席し4分の3以上の多数をもって議決とする
- 2 前項に関わる出席者数並びに議決権は通常総会又は臨時総会議長あてに提出する委任状をもって有効とする
- 3 前15条に定める規定・規則等の改廃は出席者の半数の同意をもって足りる

(附則)

第 21 条

本規約の施行については平成23年4月1日より、発効日の遡及効を有する。

平成23年5月28日 制定

平成24年5月26日 改定

規 約

友渕連合振興町会

役員選挙規定

友渕連合振興町会

(規定の名称)

第 1 条

友渚連合振興町会規約第 7 条第 1 項に基づき設置し、その名称を役員選挙規定と称する。

(設置の目的)

第 2 条

友渚連合振興町会組織が任意的かつ地域振興を目的としたものに鑑み、組織の体系化と地域の発展は不偏でなければならない。そのためにはあるべき連合振興町会ならびに単位振興町会役員選出にあたっては民主的運営に加え平等原則のもと公正な手続きが要請される。ここに役員選出に関わる一切の規定である友渚連合振興町会役員選挙規定を定める。

(規定の範囲)

第 3 条

本規定の直接範囲は友渚連合振興町会役員会を構成する役員の内、連合執行部に属する役職に適用する。

(選挙管理委員会)

第 4 条

規約第 7 条第 1 項に基づき特別委員会の性格を有する選挙管理委員会を設置する。

- 1 委員会の事務所は友渚福祉会館内友渚連合振興町会事務所内とする
- 2 委員会は合議制とし改選新年度の 4 月に編成するもとする
- 3 委員会の構成
 - ① 委員長 1 名
 - ② 副委員長 (副会長・町会長) 3 名
 - ③ 書記 (専門部長・町会長) 2 名
 - ④ 委員 委員の定数は事項に定める当該期の振興町会長数とする。
- 4 委員の選出は現実のブロック区分の単位振興町会長とし、2 年任期の輪番制とする。

ブロック区分		H24/4~26/3	H26/4~28/3
A ブロック	第 1・2・3・4 町会	第 1・2 町会	第 3・4 町会
B ブロック	第 5・6・7・8 町会	第 5・6 町会	第 7・8 町会
C ブロック	第 9・10・11・13 町会	第 9・10 町会	第 11・13 町会
D ブロック	第 14・15・17・24 町会	第 14・15 町会	第 24・25 町会
	25 町会	17 町会	—

- 5 委員長の選出は委員の互選とする。他の者にあつては第 3 条 3 項に基づき、第 1 回委員会において協議の上配置する
- 6 委員会定足数は新編成構成名簿に基づき確定する
- 7 議長は委員長が担うものとする。但し、第 1 回委員会において委員長未定の場合は総務部長が臨時に司会を務めなければならない

(選挙管理委員会の構成名簿)

第 5 条

当該任期期間の選挙管理委員会構成は別に定める選挙管理委員会名簿に記載し、事務所に備え置くものとする。

(選挙管理委員会の責務範囲)

第 6 条

改選前年度の一定の期間内に選考を経て新体制を確立するとともに大阪市振興会に対して提出する承認手続きのための班長・振興町会長、連合役員名簿の精査を含む選挙に関わる一切の事務を責務範囲とする。

(選挙管理委員会の任務)

第 7 条

委員会は概ね次の事務を任務とする。

1 通常の役員選挙手続き事務

- ① 委員長が主体となって各現在職役員の留・退任意思を確認し、現在職会長に報告する
- ② 退任役員職分の補充候補者の選定と並行して会長・女性部長の特定役員選出手続きを優先して行う
- ③ 新役員候補者の選考および留任役員の確認選考事務
- ④ 委員長は前三項の手続きについて必要により会長または新会長から意見を聞くなど協力を求めることができる
- ⑤ 会長が任命する役員等選出に関わる事務
- ⑥ その他新体制設置に必要な事務

2 辞任に伴う補充役員選出に関わる手続き事務を行うものとし、その方法については前項該当項に準ずるものとする

(委員会三役)

第 8 条

委員長及び副委員長 3 名とし、副委員長は委員会編成と同時に互選により代表副委員長を選出し、代表副委員長は委員長が欠けた場合委員中から新委員長選出について速やかに委員会の協議に付さなければならない。

(委員の補充)

第 9 条

委員に欠員が生じた場合、委員長は委員会の名において連合振興町会長と連携の上速やかに補充し、委員会名簿に反映しなければならない。

(定足数及び議決)

第 10 条

委員会議は定足数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、協議が整わない場合は委員長判断により出席者の過半数で決する。但し、賛否同数の場合は議長の態度をもって議決とする。

(役員選挙事務日程)

第 11 条

任期満了に伴う新役員の選挙事務は次の日程を基本とし、本規定に定めのない特段の事由発生等合理的な変更理由が生じた場合は、原則として委員長の発する選挙管理委員会議招集通知により委員会において協議の上措置するものとする。

- 1 新役員選挙事務に関わる日程を次の通りとする。但し、事務の進捗状況により日程を伸縮できる。

	日 程	項 目	協 議 目 的
①	改選年度の4月～5月	新選挙管理委員会開催	組織編成
②	10月	第1回選挙事務会議	改選説明とスケジュール確認
③	11月～12月	第2回選挙事務会議	推薦候補者の選定
④	1月	第3回選挙事務会議	新役員の選任協議
		第4回選挙事務会議	新役員を確定
		連合振興町会役員会議	新役員の仮承認決議
⑤	2月	大阪市振興会へ新役員承認を目的とした名簿提出	
⑥	3月	連合振興町会加盟会員への新体制の告知及び信任	
⑦	5月	定期総会において登載名簿の新役員の報告をもって正式に新年度役員とする。	

- 2 前項第④号中、新会長は相当の期間内に必要な他の役員を任命しなければならない
- 3 辞任等による補充選出の場合を含む委員会の選挙事務について会員から異議申立書が提出された場合、申立て主旨が規約および役員選挙規定に照らし審査相当と認められる場合委員長は速やかに臨時役員選挙管理委員会議を招集し措置するものとし、結果を申立人に通知しなければならない。但し、申し立て内容が三役の協議により軽微であるとみえる場合は三役会の名において委員会議を省略することができる

(経過措置)

第 12 条

選挙管理委員会編成は役員選挙規定発効初年度については経過措置として平成23年度友渕地域活性化推進特別委員会委員が臨時に任に当たり、第3条に定める他の者については連合役員中から互選により過度的に選出する。但し、本条に関わらず本規定の過度的効力は至近の連合振興町会役員会で仮承認を要する。

(役員選出基準)

第 13 条

選挙管理委員会は次の役員選出基準により別表推薦候補者リストを作成し、第8条④に定める期日までに確定の上現会長あてに提出報告するものとする。但し、第3項以降については確定会長が任命した候補者をリストに登載するものとする。

- 1 会長推薦候補者は振興町会長又は連合執行部を1期2年以上経験し、人格が高潔で地域活動に関し優れた識見を有しかつ統率力を有する者
- 2 女性部長推薦候補者については単位振興町会女性部長を1期2年以上経験し、人格が高潔で地域活動における女性の参画推進と統率力を有する者

3	副会長	4名（以下選出基準は省略）
4	専門部長	4名
5	会計	1名
6	会計監事	2名
7	顧問	1名

（補充選挙）

第 14 条

任期在任中に役員の前任等により補充の必要があると選挙管理委員会三役が認める場合は連合振興町会長と協議の上速やかに補充しなければならない。但し、新任者の任期は残任期間とする。選挙事務手続きは第 11 条ほかにより準ずる。

（議事録の取扱と解釈）

第 15 条

選挙管理委員会の協議過程は守秘義務に相当するため協議の内容は委員会内部確認事項に止め、公表するなど一般通念上の議事録と解してはならず書記はこのことを念頭に記録保管する責を負う。

[補足] 推薦や選考など協議の過程においては、本人不存中氏名が上がる場合がある。特に、氏名が上がっても選考により就任まで至らなかった場合などを考えれば、例え選挙事務手続きの一過程と言え、本人の承諾なしに個人情報委員会として公式に利用したことになる。一方、人選協議の内容は協議資格者のみで共有すべき性格のもので、本規定に照らし明らかに不当な選挙事務手続きと認められる場合を除き、新年度の総会において委員長がする委員会報告承認議決で足りるとする。従って、委員長がする報告内容の正確性が要請される。

（規定の改廃）

第 16 条

規約第 19 条 3 項に基づき本規定の改廃手続きは総会出席者の過半数の同意を要する。

（効力の発生）

第 17 条

- 1 本規定は平成 23 年 11 月の連合振興町会定例役員会で仮承認を要する
- 2 本規定は平成 24 年 5 月の定期総会決議により正式に効力が生ずる

（付則）

第 18 条

本規定第 12 条（経過措置）並びに第 17 条 1・2 項及び本条は平成 24 年 5 月の定期総会において正式に制定を見た場合は速やかに削除するものとし、第 17 条は新条として次の通りとする。

（効力）

第 16 条

本規定は平成 24 年 5 月 26 日より効力を有する。

【別表】

役員選挙推薦候補者リスト

(平成 年度～ 年度)

新役職名	候補者名	現職等	住 所	電話番号	備 考
会 長					
副 会 長					
女性部長					
統括部長					
会 計					
会計監事					
顧 問					